

飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例（令和4年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(周辺関係者)

第2条 条例第2条第6号ウの生活環境等に一定の影響を受けると認められる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 太陽電池モジュールによる反射光害を受けると認められる者
- (2) 太陽光発電設備の設置工事に際し、工事関係車両の通過による騒音、振動、土埃等の影響を受けると認められる者
- (3) 法人格を持つ団体で、太陽光発電設備の設置によりその活動に影響を受けると認められるもの

(禁止区域)

第3条 条例第7条第1項の規定により禁止区域として指定する区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(抑制区域)

第4条 条例第8条第1項の規定により抑制区域として指定する区域は、別表第2に掲げる区域とする。

(自然環境等への配慮)

第5条 事業者は、事業区域に山林（登記事項証明書における地目が山林である土地又は現況が山林である土地をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、条例第9条に規定する自然環境又は景観への影響を緩和するために必要な措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業区域が0.1ha以上のときは、太陽光発電事業の計画の立案に当たって、生態系の状況及び太陽光発電設備の設置が動植物（陸生及び水生の動植物をいう。以下同じ。）に与える影響を把握するため、別に定める基準により専門的な知見を持つ者による調査（以下「自然環境調査」という。）を行い、当該自然環境調査の結果及び動植物の保全計画を市長に報告する

こと。

- (2) 太陽光発電設備が周辺の道路等の公共空間及び近接する住宅の敷地から見えないよう、周辺の景観と調和した植栽等を設置すること。
- (3) 事業区域内の山林のうち、原則として25パーセント以上を現況のまま保全すること。

(事前確認)

第6条 条例第10条第2項の確認書その他必要な書類とは、太陽光発電事業事前確認書(様式第1号)に次に掲げる書類(条例第13条第2項の規定による届出(以下「変更届出」という。)を行う場合は、次に掲げる書類のうち変更に係るもの)を添付したものをいう。

- (1) 位置図(10,000分の1以上)
- (2) 事業区域の地番が分かる図面(500分の1以上)
- (3) 事業者の事業内容、事業実績等が明らかになる書類
- (4) 周辺関係者に情報提供することに対する同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

2 前項の確認書その他必要な書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(事前協議)

第7条 条例第11条第2項の協議書その他必要な書類(以下「協議書等」という。)とは、太陽光発電事業事前協議申出書(様式第2号)に別に定める書類を添付したものをいう。

(説明会の開催等)

第8条 事業者は、次に掲げる時期に説明会を開催するものとする。

- (1) 条例第10条第1項の確認が終了してから協議書等を提出するまでの間
- (2) 条例第11条第1項の協議が終了してから条例第13条第1項の規定により届け出るまでの間
- (3) 地位承継があった日から条例第19条の規定による届出をするまでの間
- (4) その他市長が必要と認める時期

2 説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- (2) 太陽光発電設備の所在地
- (3) 太陽光発電事業の事業内容
- (4) 太陽光発電設備の維持管理の方法
- (5) 工事着手予定日及び工事完了予定日
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要
- (7) 太陽光モジュールによる反射光、騒音等の影響範囲
- (8) 自然環境及び景観への影響と対策
- (9) 条例第12条第3項の規定による協定の締結の求めの方法
- (10) その他必要な事項

(事業計画の届出)

第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業計画届出書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 位置図（10,000分の1以上）及び案内図（2,500分の1以上）
 - (2) 土地の登記事項証明書
 - (3) 事業者が法人である場合は、法人の登記事項証明書
 - (4) 公図の写し
 - (5) 工程表
 - (6) 太陽光発電設備の施工図（500分の1以上）
 - (7) 造成計画平面図及び縦横断面図（500分の1以上）
 - (8) 周辺関係者への説明会等の実施状況が分かる書類
 - ア 太陽光発電事業住民説明会等実施報告書（様式第4号）
 - イ 当該説明会等で使用した資料の写し
 - ウ 出席者名簿の写し
 - エ 会議録
 - オ 説明会等の実施状況が分かる写真
 - カ 協定を締結した場合は、当該協定に係る書類の写し
 - (9) 緊急対応マニュアル及び緊急連絡網
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 2 変更届出は、太陽光発電事業計画変更届出書（様式第5号）に前項に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して行うものとする。

3 前2項の届出書及び添付書類の提出部数は、それぞれ正本1部及び副本1部とする。

(協定の締結)

第10条 条例第14条第1項の規定により協定を締結する事項は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備の設置に関すること。
- (2) 災害防止対策に関すること。
- (3) 周辺地域の自然環境及び景観との調和に関すること。
- (4) 周辺関係者の生活環境への配慮に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(工事着手の届出)

第11条 条例第15条の規定による届出は、太陽光発電設備工事着手届(様式第6号)により行うものとする。

(標識の設置方法等)

第12条 条例第16条第1項の標識(以下「標識」という。)は、工事着手日から発電を開始する日までの間については様式第7号に、発電を開始した日から事業を廃止した日までの間については様式第8号によるものとする。

2 条例第16条第2項の規定による届出は、太陽光発電事業標識設置届出書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 標識を設置した場所が明記された図面
- (2) 標識の設置状況及び記載内容を写した写真

3 標識は、太陽光発電設備の設置工事に着手した日から、太陽光発電事業の廃止による当該太陽光発電設備の解体、撤去、廃棄その他必要な措置が終了する日までの間、設置しなければならない。

4 標識は、風雨等のため容易に破損し、又は倒壊しないよう設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

5 事業者は、第3項に規定する期間内に標識の記載内容に変更があったときは、遅滞なく、当該記載内容を書き換えるとともに、第2項に規定する太陽光発電事業標識設置届出書(様式第9号)により届け出なければならない。

(工事完了等の届出)

第13条 条例第17条の規定による届出は、太陽光発電設備工事完了（中止）届出書（様式第10号）により行うものとする。

（廃止の届出）

第14条 条例第18条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書（様式第11号）により行うものとする。

（地位の承継）

第15条 条例第19条の規定による届出は、太陽光発電事業地位承継届出書（様式第12号）により行うものとする。

2 地位を承継した者は、条例第14条第1項に規定する協定について、改めて市長と締結するものとする。

（維持管理）

第16条 条例第20条第1項に規定する維持管理とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 事業区域に関係者以外の者が容易に立ち入ることができないよう、フェンス等を設置すること。
- (2) 事業区域から土砂、雨水等を流出させないこと。
- (3) 災害、事故等に速やかに対応できるよう、事業区域の境界の内側に別に定める基準による管理用通路を設けること。
- (4) 緊急対応マニュアル及び緊急連絡網を作成すること。
- (5) 事業区域の定期的な除草及び清掃を行うこと。
- (6) 太陽光発電設備の適切な保守点検を行うこと。
- (7) 事業区域内で除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないよう十分配慮すること。

（身分証明書）

第17条 条例第22条第2項に規定する証明書は、太陽光発電事業立入調査員証（様式第13号）とする。

（指導、助言及び勧告）

第18条 条例第23条第1項の規定による指導又は助言は、太陽光発電事業指導・助言書（様式第14号）により行うものとする。

2 条例第23条第2項の規定による勧告は、太陽光発電事業勧告書（様式第

15号)により行うものとする。

- 3 条例第23条第3項の規定による報告は、太陽光発電事業改善報告書(様式第16号)により行うものとする。

(公表の方法)

第19条 条例第24条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、告示その他の方法により行うものとする。

(1) 勧告に従わなかった法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(2) 勧告の内容

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係） 禁止区域

区域の名称等	関係根拠法令等
1 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項
2 地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項
3 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項
4 砂防指定地	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条
5 保安林	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項

別表第 2（第 4 条関係） 抑制区域

区域の名称等	関係根拠法令等
1 土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項
2 地域森林計画に基づく区域	森林法第 5 条第 2 項第 1 号
3 鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項
4 オオタカ等営巣地	埼玉県オオタカ等保護指針（平成 11 年 3 月）
5 農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号
6 河川区域及び河川保全区域	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項及び第 54 条第 1 項
7 景観形成重点地区	飯能市景観条例（平成 29 年条例第 13 号）第 6 条第 3 項

8 重要文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして重要文化財に指定された土地を含む。）、周知の埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物の指定地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第93条第1項及び第109条第1項
9 県指定有形文化財（建造物等と一体のものとしてその価値を形成している土地を含む。）及び県指定史跡名勝天然記念物の指定地	埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項及び第31条第1項
10 市指定文化財（建造物等と一体のものとしてその価値を形成している土地を含む。）	飯能市文化財保護条例（昭和51年条例第34号）第4条第1項
11 不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている区域	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項
12 景観緑地の指定区域	飯能市環境保全条例（平成8年条例第4号）第6条第1項

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

太陽光発電事業事前確認書

次のとおり太陽光発電事業を計画しているので、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 10 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

設備 I D		
発電設備出力（太陽電池出力）		k w （ k w ）
事業区域	予定地	
	面 積	m ²
	土地の地目	・山林 ・畑 ・田 ・雑種地 ・その他（ ）
	土地の現況	・山林 ・畑 ・田 ・雑種地 ・その他（ ）
	土地の取得	・取得済み ・一部取得 ・未取得
事業者	住 所	
	氏名又は名称	
	担当者名	
	連絡先電話番号	

※ 正副各 1 部を提出すること。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

太陽光発電事業事前協議申出書

次のとおり太陽光発電事業を計画しているので、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 11 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて提出します。

発電設備の名称		
設備 I D		
発電設備出力（太陽電池出力）		k w （ k w ）
事業区域	所在地	
	土地の地目	・山林 ・畑 ・田 ・雑種地 ・その他（ ）
	土地の現況	・山林 ・畑 ・田 ・雑種地 ・その他（ ）
	面積	m ²
	条例で定める区域	・禁止区域 ・抑制区域 ・その他

※ 正本 1 部と副本 5 部を提出すること。

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

太陽光発電事業計画届出書

次のとおり太陽光発電事業を計画しているので、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 13 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

発電設備の名称		
設備 I D		
事業区域の所在地		
事業区域面積		m ²
発電設備出力（太陽電池出力）		. k w （ . k w ）
事業者	住所	
	氏名	

※ 正副各 1 部を提出すること。

様式第 4 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者 住所

氏名

電話番号

代理者 住所

氏名

電話番号

太陽光発電事業住民説明会等実施報告書

飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 12 条第 1 項の規定により説明会を開催したので、関係書類を添えて報告します。

発電設備の名称					
事業区域の所在地					
説明 会 の 内 容	説明会の種別	☐ 第 1 回説明会（事前確認後） ☐ 臨時説明会 ☐ 協議の実施 ☐ 第 2 回説明会（事前協議後） ☐ 地位の承継 ☐ その他			
	実施時期	日時	年 月 日（ ）		
		時間	時 分～ 時 分		
	開催場所				
	参 加 者	周辺関係者 _____ 名 説明者 _____ 名 計 _____ 名			
確 認 欄（説明会参加者の代表者等が記入すること） この報告書及び会議録等の内容は、事実と相違ありません。 _____ 署名又は記名押印					

- ※ 1 説明会等で使用した資料の写し、出席者名簿の写し、会議録（発言の概要、周辺関係者から出された要望・意見等への対応内容等）及び実施状況が分かる写真を添付し、正副各 1 部を提出すること。
- ※ 2 周辺関係者に該当する団体が複数参加した場合は、それぞれの団体ごとに報告書（様式第 4 号）を作成し、代表者等の確認を受けること。

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者	住所
	氏名
	電話番号
代理人	住所
	氏名
	電話番号

太陽光発電事業計画変更届出書

次のとおり太陽光発電事業を変更したいので、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

発電設備の名称		
設備 I D		
事業区域の所在地		
変更箇所	変更前	
	変更後	
	変更日	年 月 日

※ 正副各 1 部を提出すること。

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

太陽光発電設備工事着手届

次のとおり太陽光発電設備の設置工事に着手したいので、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 1 5 条の規定により届け出ます。

発電設備の名称		
設備 I D		
発電設備出力（太陽電池出力）		k w （ k w）
事業区域	所在地	
	面積	m ²
工事施工者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
設置工事	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

※ 正副各 1 部を提出すること。

様式第 7 号（第 1 2 条関係）

太陽光発電設備設置計画のお知らせ		
発電設備の名称		
設備 I D		
事業者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
事業区域	場所	
	面積	m ²
発電出力（太陽電池出力） 予定		k w （ k w）
工事施工者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
代理者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
設置工事	着手予定日	
	完了予定日	
標識設置年月日		年 月 日

1 0 0 センチ
メートル以上

1 0 0 センチメートル以上

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

太陽光発電事業のお知らせ		
発電設備の名称		
設備 I D		
事業者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
代理者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
事業区域	場所	
	面積	m ²
発電出力（太陽電池出力）予定		k w （ k w ）
標識設置年月日		年 月 日



1 0 0 センチ
メートル以上



1 0 0 センチメートル以上

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

太陽光発電事業標識設置届出書

次のとおり標識を設置したので、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 1 6 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

発電設備の名称		
設備 I D		
事業区域	所在地	
	面積	m ²
発電設備出力（太陽電池出力）		k w （ k w ）
工事施工者	住所	
	氏名又は名称	
設置工事	着手予定日	
	完了予定日	
標識設置年月日		年 月 日

- ※ 1 標識を設置した位置図並びに標識の設置状況及び記載内容を証する写真を添付すること。
 ※ 2 正副各 1 部を提出すること。

様式第 10 号（第 13 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

太陽光発電設備工事完了（中止）届出書

次のとおり発電設備の設置が 完了 ・ 中止 したので、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 17 条の規定により届け出ます。

区 分		1 完 了	2 中 止
発電設備の名称			
設備 I D			
発電設備出力（太陽電池出力）		k w （ k w ）	
事業区域	所在地		
	面積		
完 了	工事完了年月日	年	月 日
	稼働開始日	年	月 日
中 止	工事中止年月日	年	月 日
	再開予定日	年	月 日

※ 正副各 1 部を提出すること。

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者 住所
氏名
電話番号
代理人 住所
氏名
電話番号

太陽光発電事業廃止届出書

次のとおり太陽光発電設備を廃止したいので、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 1 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

発電設備の名称		
設備 I D		
発電設備出力（太陽電池出力）		k w （ k w ）
事業区域	所在地	
	面積	
事業廃止年月日		年 月 日
廃止理由		
周辺関係者 への周知	実施（予定）日	年 月 日
	周知方法	

※ 正副各 1 部を提出すること。

様式第 1 2 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者 住所

氏名

電話番号

代理者 住所

氏名

電話番号

太陽光発電事業地位承継届出書

次のとおり太陽光発電事業を承継することになりましたので、飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 1 9 条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

発電設備の名称		
設備 I D		
譲渡・事業承継年月日		年 月 日
譲渡者 承継者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
譲渡・承継理由		

※ 正副各 1 部を提出すること。

様式第 1 3 号（第 1 7 条関係）

第	号	
	太陽光発電事業	立入調査員証
所 属		写 真
職氏名		
飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例 第 2 2 条第 2 項に規定に基づく立入調査等をする職員である ことを証明する。		
年	月	日
飯能市長		印

5. 5 センチメートル

9 センチメートル

様式第 1 4 号（第 1 8 条関係）

年 月 日

住所

氏名又は名称 様

飯能市長



太陽光発電事業指導・助言書

飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 2 3 条第 1 項の規定により、必要な措置をとるよう次のとおり指導・助言します。

発電設備の名称	
設備 I D	
事業区域の所在地	
指導又は助言の内容	

様式第 15 号（第 18 条関係）

年 月 日

住所

氏名又は名称 様

飯能市長



太陽光発電事業勧告書

飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 23 条第 2 項の規定により、必要な措置をとるよう次のとおり勧告します。

発電設備の名称	
設備 I D	
事業区域の所在地	
措置期限	年 月 日
勧告事項	

様式第 16 号（第 18 条関係）

年 月 日

（宛先）飯能市長

事業者	住所
	氏名
	電話番号
代理者	住所
	氏名
	電話番号

太陽光発電事業改善報告書

飯能市太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する条例第 23 条の規定による指導、助言又は勧告に対し、次のとおり必要な措置を講じましたので報告します。

発電設備の名称	
設備 I D	
事業区域の所在地	
指導、助言又は 勧告事項の内容	
措置内容	

※ 添付書類 (1) 改善した内容の状況を説明できる書類及び改善後の写真
(2) その他市長が必要と認める書類